

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

IT 実装支援

自社のクラウド・システムを活用したデジタル・トランスフォーメーションのビジネス成果を企業へ導入することで、社会および企業のデータ・ドリブンなデジタル・トランスフォーメーションを支援します。サプライチェーンの取引先の皆様と共に実現し、双方に利益がもたらされる関係の構築を目指します。

グリーン化の取組

持続可能な未来を築くための取り組みを継続していきます。国連の持続可能な開発目標を達成するためにテクノロジーの活用が重要な役割を果たすと確信しており、環境に配慮した調達活動を実践し、目標を達成できるよう支援し、社会貢献していきます。

健康と安心の確保の取組

自社で培ったノウハウで、リモート勤務とオフィス勤務を組み合わせたハイブリッド・ワークの新しい働き方を実践し、サプライチェーンの取引先の社員とご家族の健康と安心の確保の観点から提案していきます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②支払条件

下請事業者との取引に対する下請代金は、全額現金(振込)で支払います。

③知的財産・ノウハウ

取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当社では、サプライヤーの倫理とビジネス行動規範の社内ガイドラインを策定し、適切に業務を行っております。サプライチェーンの取引先には、法令を遵守し、汚職と贈収賄、不正支払いおよびマネーロンダリング、インサイダー取引、利益相反を禁止しています。財務上の健全性、知的財産および秘密保持、従業員の人権尊重、環境保護と安全衛生をお願いしています。

当社は、多様な人が、その人らしく働ける職場であるように、ダイバーシティ&インクルージブな職場作りに取り組んでいます。サプライチェーンの取引先においてダイバーシティ&インクルージョンが浸透するよう支援します。

2023年3月30日

日本オラクル株式会社

代表執行役 内海寛子